

ICS 第 2 次市中協議に対する金融庁からのコメント

金融庁は、国際統一基準である ICS の開発に対する IAIS の取組みを強く支持するとともに、各国の専門家がこれまで行った貢献に対して敬意を表したい。

既に複数の当局者が表明しているように、ここ数年で金融機関を取り巻く社会・経済環境は急速に変化しつつある。特に、先進国においては、少子高齢化等の進行や低成長・低金利環境の継続といった構造変化が、保険グループの経営や収益性に大きな影響を与えている。金融庁としては、今回の ICS 第 2 次市中協議へのコメントの場を用いて、こうした保険規制に関わる環境の変化を踏まえた当庁の認識を示しておきたい。また、その際の規制の制度設計上の留意点についても触れておきたい¹。

IAIS が現在検討しているグローバルに活動する保険グループ（IAIG）に対する国際統一基準（ICS）は、各国当局が統一した目線で保険グループの将来に亘るリスクを経済価値で捉えることを可能にするものである。

保険グループが、環境変化に適切かつ迅速に対応し、持続可能なビジネスモデルを維持する上では、長期的な視点に立ってリスクをコントロールして経営判断を行うことが極めて重要である。特にグローバルに活動する保険グループにおいては、統合的リスク管理（ERM）の高度化を通じて、事業全体のリスクをコントロールしつつ収益を確保しようとする対策が進んでいる。こうした点を踏まえ、ICS を検討するにあたっては、将来に亘るリスクを適切に捉える規制にすると根幹を維持した上で、過度に複雑なルールとなるのを避けつつ、こうした各社の取組みをできる限り阻害しない枠組みとすることが重要である。

昨今、保険グループを取り巻く環境が厳しさを増す中、最終的に採用される資本の定義や負債評価の具体的手法如何では、ICS による資本比率が必ずしも保険グループの健全性を適切に示す指標とならず、様々な意図せざる影響をもたらす可能性もある。そこで、金融庁は以下の点につき意見表明する。

（１）保険会社の健全性への意図せざる影響

健全性規制の制度設計においては、保険グループの現時点における資産・負債の状況に基づく影響分析を行うだけでは十分でなく、導入後の規制がその行動にどのような影響を与え、リスクテイクや収益がどのように変化するかをも総合的・動的に分析した上で、指標の具体的算出方法を決定していくことが

¹ 今回の市中協議において直接問われている個別の論点については、業界からの Feedback に対して予断を与えないためにも、当庁として意見表明することは差し控えたい。

重要である。

例えば、負債の割引率に一時的な金利ショックが直接的に反映されてしまう手法の下では、当該金利ショックは負債の満期までの全残存期間に亘り影響を及ぼしてしまうため、算出された資本比率が極端な値を取り、長期的に見て妥当な（genuine）価値から乖離する惧れがある。こうした事態を避けるため、保険グループがその資産運用や商品構成において過度にリスク回避的行動をとる場合には、短期的には健全性を回復することが可能であっても、長期的に見ると、保険グループの収益を低下させ、かえって健全性を損なうことになりかねない。

（２） 金融市場への意図せざる影響

健全性規制の策定にあたっては、保険グループが金融市場における重要なプレイヤーであることに鑑み、金融市場への意図せざる影響の可能性についても見極める必要がある。健全性規制の変更を受けて、保険グループは ALM を修正する可能性があり、それに伴う資産ポートフォリオの組換えが金融市場にどのような影響を与えうるかについて事前に十分な分析を行う必要がある。

また、上記で挙げたように、市場の急変時に個々の保険グループが過度にリスク回避的な行動を取ったり、多数の保険グループが一斉に同様の投資戦略を取ったりした場合には、規制が更なる市場混乱の要因となり得る。

（３） 保険会社の社会的役割への意図せざる影響

上記のとおり、健全性規制は保険グループの商品構成や資産運用、ひいては市場環境にも影響を与える存在であることから、制度設計にあたっては、保険グループが果たすべき社会的役割が阻害されることのないように留意する必要がある。

保険グループはこれまで、実体経済の担い手である企業・個人のリスクを引き受ける商品を提供し、経済主体の活動を支え、経済の発展・成長に貢献してきた。また保険グループは、長期投資家としての特性を活かし、例えば、インフラ事業などの長期プロジェクトに安定的なファイナンスを行ったり、短期的な価格の下落局面であっても、市場に流動性を供給し、市場機能を支えてきた側面もあると考えられる。したがって、健全性規制の変更を受けて、保険グループがこうした役割を十分に果たせなくなるおそれがあることに留意する必要がある。

（４） 移行過程における意図せざる影響

最後に、移行過程における意図せざる負担や悪影響についても留意する必要がある。

各国における既存の資本・負債の評価方式の性急な変更を求める場合には、IAIGの間でのグローバルな比較可能性は早期に向上しうるものの、各国で定着しているリスク管理や監督実務との齟齬が生じる可能性がある。例えば、移行過程において、単体ベースの規制との間で optimal なポートフォリオの姿や監督上の措置について conflict が生じ、どのように対応したらよいか混乱するケースが考えられる。したがって、IGSの策定や導入にあたっては、こうした移行過程における意図せざる影響にも留意しつつ、十分な時間をかけて慎重に実施すべきである。

上記の当庁からの意見を踏まえ、今後 IAIS において行われる ICS Version 1.0 の最終化や同 2.0 の開発、更にその先の Ultimate goal に向けて、今後活発な議論が行われることを期待している。その際、当然のことながら、金融庁としても、IGS に関する今後の議論に積極的に貢献をしていく所存である。

(以上)